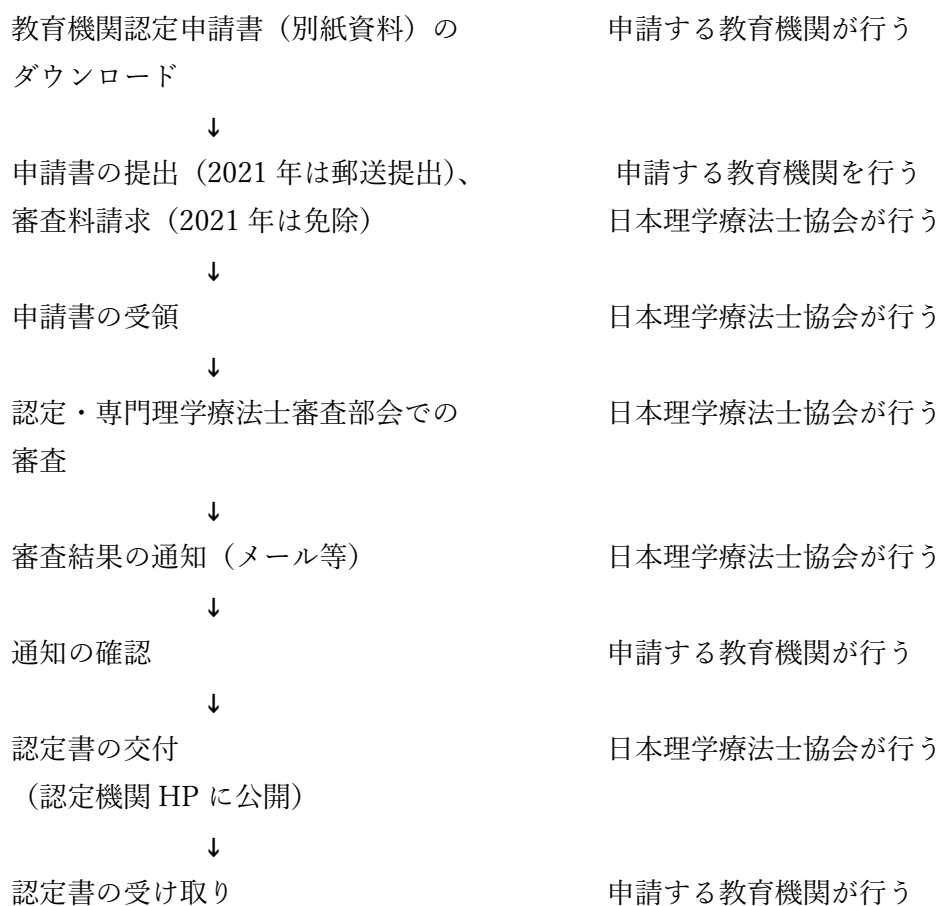


認定理学療法士臨床認定カリキュラム教育機関
申請要項

公益社団法人 日本理学療法士協会 Ver.1

I. 認定理学療法士臨床認定カリキュラム教育機関（以下、「教育機関」）認定の流れ

1. 認定（開講前年）・認定更新審査（資格の満了となる年度）



II. 教育機関認定審査、更新の実施要綱

1. 認定審査

1) 目的

教育機関として申請された教育機関が教育機関認定の要件を実際に満たしていることを審査する。

2) 審査時期

初回審査は研修開始の前年度とする。

3) 審査内容と方法

教育機関から提出された申請書の内容が、機関認定の要件と審査項目（別表 1）を満たしているかどうかを認定・専門理学療法士審査部会が審査する。

4) 審査結果および通知方法

審査結果は、メール等で教育機関に通知する。

5) 再申請の手続き

教育機関認定の要件を満たしていなと判定された教育機関は再申請を行うことができる。

2. 認定更新

1) 目的

教育機関の更新を申請した教育機関の資格を更新する。

2) 審査時期

教育機関認定の有効期間（5年間）満了の前年とする。認定更新審査を受けなかったときは、資格を喪失する。

3) 審査内容と方法

教育機関から提出された申請書の内容が、教育機関認定の要件と審査項目（別表 1）を満たしているかどうかを認定・専門理学療法士審査部会が審査する。

4) 審査結果および通知方法

審査結果は、メール等で教育機関に通知する。

III. 教育機関認定審査の申請方法

1. 申請期間

毎年8月1日～9月30日（2021年度は8月1日～10月31日）

2. 申請方法

申請期間内に、日本理学療法士協会ホームページ上から、認定理学療法士臨床認定カリキュラム教育機関認定申請書（Excelファイル）をダウンロードし、申請情報を入力し、期間内までに提出する。

2021年度申請については、郵送申請となるため、配達記録が確認できるもの（レターパ

ック等)で郵送し、申請者にて郵送記録等を保管すること。

郵送申請先：公益社団法人 日本理学療法士協会
事務局 教育推進課 認定理学療法士教育機関申請受付係
〒106-0032 東京都港区六本木 7-11-10

3. 審査料 2021年度は免除とする。

VI. 教育機関認定後の報告

1. 年度報告

教育機関として認定された機関は、以下の年度報告を行う。

1) 開講期間と対象者（受講者）

2. 次年度予定報告

教育機関として認定された機関は、次年度に予定する研修ある場合、以下の次年度予定報告を行う。

1) 開講予定と対象者

2) 管理者・講師リストおよび他目担当講師の経歴（管理者、講師の変更がある場合のみ提出）

3) カリキュラム（変更がある場合のみ提出）

別表1 機関認定の要件と審査項目

教育機関として認定されるためには、次の各項目に定める要件を満たしていなければならない。また、既に認定された機関が、他の認定理学療法士分野の教育機関として認定されるためには、その都度教育機関の認定審査を受けなければならない。

教育施設の認定に際しては、認定・専門理学療法士審査部会は、認定理学療法士臨床認定カリキュラム教育機関認定申請書（別紙資料）をもとに、審査を行う。各項目の審査対象資料を示す。

項目	要件	審査対象となる資料
I. 教育組織	1. 認定理学療法士教育課程として適切な組織である（保健・医療・介護施設、教育施設、都道府県の理学療法士会など）。 2. 管理責任者が示されている。	認定申請書
II. 認定分野	1. 開設する分野は、認定理学療法士分野として認められている。	様式1 開講予定
III. 教育課程 1. カリキュラム	1. 認定理学療法士の教育を均質にするため、『臨床認定カリキュラム』（別表2）を遵守したものである。 2. 必須15コマ、選択5コマ以上の受講を修了要件としている。	様式4 管理者・講師リスト
2. 教育期間、研修形式	1. 対面研修での教育期間は、2日から4日程度とする。原則として日中の連続した教育期間とするが、土・日曜日等の分散開催も可とする。 2. オンラインの視聴期間は目安として10日間以上とする。	様式1 開講予定
IV. 募集定員	1. 募集定員が教育施設、カリキュラムにとって適切である。	様式1 開講予定 様式2 教育施設
V. 講師 1. 講師要件	1. 講師は以下に該当していること。 ①講師の中で1人以上は開講する認定理学療法士分野の認定理学療法士、もしくは、関連した専門理学療法士を有していること。 ②認定・専門理学療法士を有していない	様式4 管理者・講師リスト 様式5 科目担当講師の経歴（開講分野の認定・専門理学療法士を有している講

	<p>理学療法士が講師を行う場合、登録理学療法士を有していること。</p> <p>③当該科目・分野において理学療法実践力を有する者（認定・専門理学療法士を有する、もしくは、その認定理学療法分野における臨床実践経験があることが望ましい）。</p> <p>④当該科目・分野においてに教育上の能力を有する者（認定・専門理学療法士を有する、もしくは、当該科目・分野における教育経験があることが望ましい）。</p> <p>⑤理学療法士以外が講師を行う場合は、上記と同等以上の能力が認められた者。</p> <p>2. 演習の補助を行う講師は登録理学療法士を有していること。</p>	師は提出不要)
VI. 教育施設	<p>1. 講習が行える講義室を有していること（講義室の収容人数が募集定員に關係スタッフ数を合わせた数以上であること）。</p> <p>2. 演習を行う場合、演習が実施できる演習室を有している（演習室の収容人数が募集定員に關係スタッフ数を合わせた数以上であること）。</p> <p>3. 教育上必要な機器備品（視聴覚機器、演習時に必要な機器、情報機器など）が整備されている。</p>	様式2 教育施設
VII. 収支	<p>1. 教育機関運営に必要な収入及び金額は当該教育機関の規定に基づき設定されている。</p> <p>2. 教育機関の運営に必要な経費が明確である。</p>	様式3 収支

別表2 認定理学療法士臨床認定カリキュラム

認定理学療法士臨床認定カリキュラムは、教育機関の教育を均質にし、また、研修者が研修期間内に認定理学療法士に必要な知識・技術を習得できるよう構成したものである。カリキュラム及び講義計画の作成にあたっては、各認定理学療法士分野の臨床認定カリキュラムに基づき、以下を遵守する。

- 1) 到達目標は変更しない。
- 2) 講義及び演習は、90分を1コマとする。
- 3) 必須科目について
 - ・教科目名、コマ数（15コマ、22.5時間）は変更しない。
 - ・15コマ全ての履修を修了要件とする。
- 4) 選択科目
 - ・教育機関が5コマ以上（7.5時間以上）を選択して開講し、受講生はすべて履修することを修了要件とする。（6コマ開講したら、受講生は6コマすべて受講する必要がある）
 - ・教科目名は変更しない。
 - ・各分野における特定の技術など、その分野の知識・技術を広げる上で、必要なカリキュラムを設定する。

21 分野基準カリキュラムについては、別資料に掲載。